### 概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第8級に該当するとして、障害等級第10級として認定した原処分を取り消した事例

## 要旨

#### 1 事案の概要及び経過

請求人は建設作業員として勤務しており、屋根の上での作業中に転落し、負傷した。負傷後、〇医療センターを受診し「右肘関節粉砕開放骨折、右頬骨骨折」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆとなった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者 災害補償保険法施行規則(昭和 30 年労働省令第 22 号)別表第1に定める障害等級(以下 「障害等級」という。)第 10 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

#### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

手術により、人工骨頭を置換した。人工骨頭と軟骨との摩擦における激痛、腕の筋力・ 握力の著しい低下、装具を装着しないと不安定な前腕の状態等から、より上位の等級と認 定されるべきと考えるため、再度の測定・審査を求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 外見上、明らかな著変は認めないが、右肘関節に装具を装着している。
- (2) エックス線写真及び主治医の意見から、右肘橈骨頭は粉砕が強く、人工骨頭挿入を認めた。

また、右頬骨骨折後の骨ゆ合を認め、左眼の眼窩下縁から眼窩上縁周辺にかけて金具で固定されており、上顎骨も金具で固定されている。

- (3) 右肘関節の障害について、関節の可動域が健側の可動域角度の 3/4 以下に制限されているが 1/2 以下までには至らないことから、「1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」(障害等級第 10 級の 9)に該当する。
- (4) 右肘に残存する神経系統の障害について、通常派生し随伴するものと判断する。
- (5) 右頬骨骨折後に残存する神経系統の障害について、地方労災医員の意見から、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当する。
- (6) 以上から、障害等級第 10 級の 9 と障害等級第 14 級の 9 を併合により、障害等級第 10 級に該当するものと判断した。
- 4 審査官の判断
- (1) 請求人に残存する障害

ア 右肘関節の障害について、鑑定医の意見から、右人工橈骨頭が挿入されかつ関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に減じていると認められることから、「1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」(障害等級第8級の6)に該当する。

イ 神経系統の障害について、地方労災医員の意見から、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当する。

# (2) 結論

以上から、請求人の障害の程度は、①右肘関節の障害に障害等級第8級②神経系統の障害に障害等級第14級が残存することから、併合の方法により、障害等級第8級に該当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第 10 級に応じる障害補償給付を 支給するとした旨の処分は、取り消されるべきである。